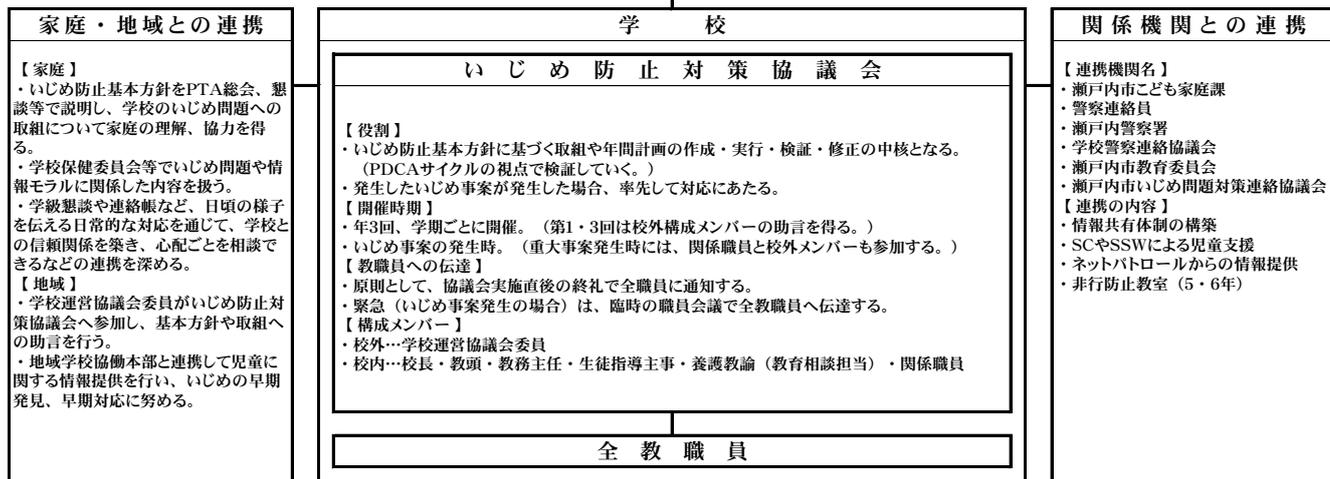


令和7年度 瀬戸内市立美和小学校 いじめ防止基本方針

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことの理解を促す。
- 児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや、落ち着いた学習や学級活動の基礎となる学習規律の定着を図る。
- 潜在化しているいじめの問題を考慮し、情報モラルに関する児童への教育や保護者への啓発を行う。



学校が実践する取り組み

①	いじめの防止	<p>【いじめを出さない・いじめを許さない・いじめに負けない学校づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育目標達成のための指導の重点に「やさしく・かしく・たくましく」を掲げ、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心、お互いの人格を尊重する態度、円滑に他者とコミュニケーションをはかる能力を身につけた児童の育成を目指す。 ・チェックシートを活用し、いじめ対策の組織体制整備等の平時からの備えについて、適切に実施できているかの点検を実施する。 <p>【人権尊重の意識の育成・温かい人間関係づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間などの学校行事を通して、集団生活の中でよりよい人間関係を築き、一人一人の児童が自己の能力や個性を生かし、互いの人格を尊重し合うことの大切さを学ばせる。 ・道徳教育は、学校教育全体を通じて、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤としての道徳性を養う。 <p>【情報モラル教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報機器の利便性と危険性やトラブルの対処法についての学習を行い、情報発信に対する責任感や最新の技術を適切に活用できる能力や態度を育てる。 <p>【職員研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的生徒指導の視点に立ち、教職員の指導力を高めるために、次のような研修を行う。 ☆いじめを生まない集団づくりに向けた、いじめの認知能力やその後の対応能力の向上 ☆規律があり、わかる、できるとともに一人一人の児童が有用感を感じられる授業づくり ☆言語活動を充実させ、共に学び合うことのよさが実感できる授業づくり ☆ソーシャルスキルトレーニング、アンガーマネジメントについての理解と活用について ☆インターネット上のいじめについての認識とその対応について ☆いじめ問題についての理解とその対応について(定義やどのような場がいじめとなるのか、児童を見る際のチェックポイント等)
②	早期発見	<p>【実態把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員による日常の観察(休み時間の様子、登下校の様子、健康観察等)とアンケート調査(年2回)、教育相談(年2回)を行い、児童の生活の様子や人間関係を把握する。また、保護者個人懇談(年3回)、学級懇談会等により、児童の様子を常に共通理解し、早期の発見、早期の関係機関連携、情報の共有に努める。 <p>【相談体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な「教育相談」だけでなく、困ったことがあればいつでも相談が可能であること、担任以外にも、他学級の教員・養護教諭・教頭・校長等、話しやすい教職員に相談すればよいことを周知する。 ・1人1台端末による「心の健康観察」を日常的に実施し、児童の実態をきめ細かに把握できるようにする。 ・保健室の他、相談室として児童が個別に相談できる部屋を2か所設ける。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、教育相談体制の充実を図る。 <p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終礼にて生徒指導、特別支援教育の視点から児童の様子について情報の交換、共有をする。 <p>【家庭、地域への啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権に関わる内容・出来事・実践等を、学校だよりやホームページで紹介したり、学級懇談の話題に取り上げたりする。
③	いじめへの対処	<p>【いじめの有無の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童がいじめを受けているとの連絡を受けたり、その可能性が明らかになったときには、速やかに事実確認を行う。当事者双方・周りの児童から聞き取りを行い、記録する。(加害者と被害者・時間と場所・内容・背景と要因・期間などを個々に、また可能な限り同時に聞き取る。)一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。 <p>【いじめへの組織的対応の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策協議会を開催する。(指導の狙いを明確にする。全教職員への共通理解を図る。対応する教職員の役割分担をする。事態に応じて、校外メンバーや関係機関との連携を図る。) <p>【いじめられた児童への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守りぬくことを最優先に、児童及びその保護者に対して支援を行う。(つらい気持ちを受容し、共感する。必ず守りぬくこと、秘密を守ることを伝える。) <p>【いじめた児童への指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは絶対に許されない行為である」という人権意識をもたせる。(いじめた気持ちや状況を聞き、児童の背景にも目を向ける。心理的な孤立感や疎外感をあたえないように一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。) <p>【保護者との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接面談を行い、事実関係や今後の対応を伝えて協力を求め、連携していじめ問題の解決を目指すことを確認する。 <p>【その後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的に指導や支援を行う。当事者の心のケアに当たるとともに、学級全体の児童にはいじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促し、自分たちの問題として意識させる。 ・いじめが解消したとの判断は、(ア)いじめに係る行為が止んでいること、(イ)いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされているものとする。 <p>・(ア)のいじめに係る行為が「止んでいる」は、インターネットを通じて行われるものを含めて、いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることとする。ただし、市教育委員会やいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する場合がある。</p> <p>・(イ)いじめられた児童が心身の苦痛を「感じていない」は、いじめられた本人及びその保護者に対して心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認するものとする。</p> <p>・解決の確認には、校長が当たる。</p>